

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>[ 法第70条の4 ((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係 ]</p> <p>( 農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合 )</p> <p>16 ( 省略 )</p> <p>( 1 ) ( 省略 )</p> <p>イ ( 省略 )</p> <p>ロ 受贈者が贈与者の死亡に係る相続により財産を取得しなかったとき 受贈者が、当該農地等について法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したときは、当該申告書は、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用のある申告書となるのであるから留意する。</p> <p>この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の提供については、その提供を要しないものとし、<u>同条第27項</u>の規定による贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該贈与税の申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</p> <p>( 2 ) ( 省略 )</p> <p>( 農地等の受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合 )</p> <p>17 贈与税の納税猶予の対象となる農地等の贈与に係る受贈者が、当該農地等の贈与を受けた日の属する年の中途において死亡した場合又は当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、当該受贈者の相続人 ( 包括受遺者を含む。 ) が当該受贈者の取得した農地等に係る贈与税について法第70条の4第1項の規定による贈与税の納</p>	<p>[ 法第70条の4 ((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係 ]</p> <p>( 農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合 )</p> <p>16 ( 同左 )</p> <p>( 1 ) ( 同左 )</p> <p>イ ( 同左 )</p> <p>ロ 受贈者が贈与者の死亡に係る相続により財産を取得しなかったとき 受贈者が、当該農地等について法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したときは、当該申告書は、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用のある申告書となるのであるから留意する。</p> <p>この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の提供については、その提供を要しないものとし、<u>同条第23項</u>の規定による贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該贈与税の申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</p> <p>( 2 ) ( 同左 )</p> <p>( 農地等の受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合 )</p> <p>17 贈与税の納税猶予の対象となる農地等の贈与に係る受贈者が、当該農地等の贈与を受けた日の属する年の中途において死亡した場合又は当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、当該受贈者の相続人 ( 包括受遺者を含む。 ) が当該受贈者の取得した農地等に係る贈与税について法第70条の4第1項の規定による贈与税の納</p>

改 正 後	改 正 前
<p>税猶予の適用を受ける旨の申告書を提出したときは、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件（担保の提供に係る要件及び受贈者の要件のうち令第40条の6第5項第3号に掲げるものを除く。）を満たしている場合に限り、当該申告書を法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用のある申告書として取り扱って差し支えない。</p> <p>この場合において、同条第27項の贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該贈与税の申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</p> <p>（申告書の提出前に農地等の譲渡等があった場合）</p> <p>18 （省略）</p> <p>（1）（省略）</p> <p>（2）（省略）</p> <p>（3）（1）又は（2）の場合において、当該譲渡等に係る対価の全部又は一部をもって、当該贈与税の申告書の提出期限までに農地若しくは採草放牧地を取得しているとき又は当該譲渡等があった日から1年以内に農地若しくは採草放牧地を取得する見込みであるときは、当該農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに同条第25項の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出があった場合に限り、当該農地等の譲渡等について法第70条の4第14項の規定の適用があるものとする。</p> <p>（注）1 上記（1）から（3）までにより納税猶予の適用が受けられない贈与税については、法第70条の4第26項の規定の適用はなく、相続税法第38条第3項（延納）の規定による延納の適用を受けることができるのであるから留意する。</p> <p>2 （省略）</p>	<p>税猶予の適用を受ける旨の申告書を提出したときは、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件（担保の提供に係る要件及び受贈者の要件のうち令第40条の6第5項第3号に掲げるものを除く。）を満たしている場合に限り、当該申告書を法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用のある申告書として取り扱って差し支えない。</p> <p>この場合において、同条第23項の贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該贈与税の申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</p> <p>（申告書の提出前に農地等の譲渡等があった場合）</p> <p>18 （同左）</p> <p>（1）（同左）</p> <p>（2）（同左）</p> <p>（3）（1）又は（2）の場合において、当該譲渡等に係る対価の全部又は一部をもって、当該贈与税の申告書の提出期限までに農地若しくは採草放牧地を取得しているとき又は当該譲渡等があった日から1年以内に農地若しくは採草放牧地を取得する見込みであるときは、当該農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに同条第24項の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出があった場合に限り、当該農地等の譲渡等について法第70条の4第14項の規定の適用があるものとする。</p> <p>（注）1 上記（1）から（3）までにより納税猶予の適用が受けられない贈与税については、法第70条の4第22項の規定の適用はなく、相続税法第38条第3項（延納）の規定による延納の適用を受けることができるのであるから留意する。</p> <p>2 （同左）</p>

( 申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合 )

18の2 ( 省略 )

( 1 ) ( 省略 )

( 2 ) ( 1 ) の場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該農地又は採草放牧地の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに令第40条の6 第39項の規定による代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書の提出があった場合に限り、当該農地又は採草放牧地の買取りの申出等について法第70条の4 第19項の規定の適用があるものとする。

イ ( 省略 )

ロ ( 省略 )

( 注 ) 上記( 1 )及び( 2 )により納税猶予の適用が受けられない贈与税については、法第70条の4第4項第1号に係る部分についても同条第26項の規定の適用はなく、相続税法第38条第3項( ( 延納 ) )の規定による延納の適用を受けることができるのであるから留意する。

( 譲渡の時期 )

19 特例適用農地等の譲渡があった場合における法第70条の4第1項第1号に規定する「その事実が生じた日」( 以下この19において「その事実が生じた日」という。 ) 及び同条第3項、第14項又は第19項に規定する「譲渡等があった日」( 以下この19において「譲渡等があった日」という。 ) とは、次の( 1 )又は( 2 )に掲げる日とする。

( 1 ) ( 省略 )

( 2 ) ( 省略 )

( 注 ) 次のいずれかに該当する場合には、上記( 1 )又は( 2 )にかかわらず、それぞれに掲げる日をもって、「その事実が生じた日」又は「譲渡等があった日」として取り扱って差し支えない。

( 申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合 )

18の2 ( 同左 )

( 1 ) ( 同左 )

( 2 ) ( 1 ) の場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該農地又は採草放牧地の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに令第40条の6 第27項の規定による代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書の提出があった場合に限り、当該農地又は採草放牧地の買取りの申出等について法第70条の4 第15項の規定の適用があるものとする。

イ ( 同左 )

ロ ( 同左 )

( 注 ) 上記( 1 )及び( 2 )により納税猶予の適用が受けられない贈与税については、法第70条の4第4項第1号に係る部分についても同条第22項の規定の適用はなく、相続税法第38条第3項( ( 延納 ) )の規定による延納の適用を受けることができるのであるから留意する。

( 譲渡の時期 )

19 特例適用農地等の譲渡があった場合における法第70条の4第1項第1号に規定する「その事実が生じた日」( 以下この19において「その事実が生じた日」という。 ) 及び同条第3項、第14項又は第15項に規定する「譲渡等があった日」( 以下この19において「譲渡等があった日」という。 ) とは、次の( 1 )又は( 2 )に掲げる日とする。

( 1 ) ( 同左 )

( 2 ) ( 同左 )

( 注 ) 次のいずれかに該当する場合には、上記( 1 )又は( 2 )にかかわらず、それぞれに掲げる日をもって、「その事実が生じた日」又は「譲渡等があった日」として取り扱って差し支えない。

改正後	改正前
<p>1 特例適用農地等の譲渡の対価の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得する見込みであることにつき、法第70条の4第14項又は第19項の規定による税務署長の買換えの承認を受ける場合において、当該特例適用農地等の譲渡に関する契約の締結された日をもって当該譲渡があった日とする令第40条の6第25項又は同条第39項に規定する申請書が提出されたとき 当該契約の締結された日</p> <p>2 (省略)</p> <p>(譲渡等をした特例適用農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算)</p> <p>21 (省略)</p> <p>(1) 既往において同条第14項第3号又は第19項第3号の規定に該当する農地又は採草放牧地(以下41の2までにおいて「代替取得農地等」という。)を取得していない場合</p> $\frac{B + C}{A}$ <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 既往において、同条第19項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取 得している場合</p> $\frac{B + C}{A + (F - D + E)}$ <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、贈与により取得した特例適用農地等の受贈時の面積をいう。</p> <p>Bは、今回譲渡等をした特例適用農地等の面積をいう。</p> <p>この場合の譲渡等には、法第70条の4第1項第1号に規定する収用交換等による譲渡その他令第40条の6第8項に規定する譲渡又は設定(以下「収用交換等による譲渡等」という。)を含まない。</p>	<p>1 特例適用農地等の譲渡の対価の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得する見込みであることにつき、法第70条の4第14項又は第15項の規定による税務署長の買換えの承認を受ける場合において、当該特例適用農地等の譲渡に関する契約の締結された日をもって当該譲渡があった日とする令第40条の6第24項又は同条第27項に規定する申請書が提出されたとき 当該契約の締結された日</p> <p>2 (同左)</p> <p>(譲渡等をした特例適用農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算)</p> <p>21 (同左)</p> <p>(1) 既往において同条第14項第3号又は第15項第3号の規定に該当する農地又は採草放牧地(以下41の2までにおいて「代替取得農地等」という。)を取得していない場合</p> $\frac{B + C}{A}$ <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 既往において、同条第15項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取 得している場合</p> $\frac{B + C}{A + (F - D + E)}$ <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、贈与により取得した特例適用農地等の受贈時の面積をいう。</p> <p>Bは、今回譲渡等をした特例適用農地等の面積をいう。</p> <p>この場合の譲渡等には、法第70条の4第1項第1号に規定する収用交換等による譲渡その他令第40条の6第8項に規定する譲渡又は設定(以下「収用交換等による譲渡等」という。)を含まない。</p>

Cは、既往において譲渡等（収用交換等による譲渡等を除く。）をした特例適用農地等の面積をいい、この面積は、法第70条の4第14項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされるものの面積を除き、同項第2号の規定により譲渡等がされたものとみなされるものの面積を含む。

Dは、既往において同項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた特例適用農地等の面積をいい、次の算式により計算する。

$$\text{譲渡等をした特例適用農地等の面積} \times \frac{\text{譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てる見込金額}}{\text{譲渡等をした特例適用農地等の対価の額}}$$

Eは、Dの面積のうち、同項第2号の規定によりその後譲渡等がされたものとみなされた特例適用農地等の面積をいい、次の算式により計算する。

$$D \text{ の面積} \times \frac{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てられなかった金額}}{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額}}$$

Fは、代替取得農地等の面積をいう。

Dは、既往において同条第19項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた特定農地等の面積をいい、次の算式により計算する。

$$\text{譲渡等をする見込みである特定農地等の面積} \times \frac{\text{譲渡等の対価の見積額のうち代替取得農地等の取得に充てる見込金額}}{\text{譲渡等をする見込みである特定農地等の対価の見積額}}$$

Eは、Dの面積のうち、同項第2号八の規定によりその後買取りの申出等があったものとみなされた特定農地等の面積をいい、次の算式により計算する。

Cは、既往において譲渡等（収用交換等による譲渡等を除く。）をした特例適用農地等の面積をいい、この面積は、法第70条の4第14項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされるものの面積を除き、同項第2号の規定により譲渡等がされたものとみなされるものの面積を含む。

Dは、既往において同項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた特例適用農地等の面積をいい、次の算式により計算する。

$$\text{譲渡等をした特例適用農地等の面積} \times \frac{\text{譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てる見込金額}}{\text{譲渡等をした特例適用農地等の対価の額}}$$

Eは、Dの面積のうち、同項第2号の規定によりその後譲渡等がされたものとみなされた特例適用農地等の面積をいい、次の算式により計算する。

$$D \text{ の面積} \times \frac{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てられなかった金額}}{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額}}$$

Fは、代替取得農地等の面積をいう。

Dは、既往において同条第15項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた特定農地等の面積をいい、次の算式により計算する。

$$\text{譲渡等をする見込みである特定農地等の面積} \times \frac{\text{譲渡等の対価の見積額のうち代替取得農地等の取得に充てる見込金額}}{\text{譲渡等をする見込みである特定農地等の対価の見積額}}$$

Eは、Dの面積のうち、同項第2号八の規定によりその後買取りの申出等があったものとみなされた特定農地等の面積をいい、次の算式により計算する。

改 正 後	改 正 前
$D \text{ の面積} \times \frac{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てられなかった金額}}{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額}}$	$D \text{ の面積} \times \frac{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てられなかった金額}}{D \text{ の面積に係る譲渡等の対価の額}}$
( 具体的計算例 )	( 具体的計算例 )
例 1 ( 省略 )	例 1 ( 同左 )
例 2 ( 省略 )	例 2 ( 同左 )
例 3 既往において、法第70条の4 <u>第19項</u> 第3号の規定に該当する代 替取得農地等を取得している場合	例 3 既往において、法第70条の4 <u>第15項</u> 第3号の規定に該当する代 替取得農地等を取得している場合
贈与により取得した特例適用農地等の受贈時の面積	贈与により取得した特例適用農地等の受贈時の面積
20ヘクタール	20ヘクタール
既往において買取りの申出等があった特定農地等の面積	既往において買取りの申出等があった特定農地等の面積
4ヘクタール	4ヘクタール
うち譲渡等に係る特定農地等の面積	うち譲渡等に係る特定農地等の面積
3.5ヘクタール	3.5ヘクタール
のうち法第70条の4 <u>第19項</u> 第1号の規定により譲渡等が なかったものとみなされた特定農地等の面積	のうち法第70条の4 <u>第15項</u> 第1号の規定により譲渡等が なかったものとみなされた特定農地等の面積
3ヘクタール	3ヘクタール
のうち同項第2号口又は八の規定により買取りの申出等が あったものとみなされた特定農地等の面積	のうち同項第2号口又は八の規定により買取りの申出等が あったものとみなされた特定農地等の面積
1ヘクタール	1ヘクタール
代替取得農地等の面積	代替取得農地等の面積
4ヘクタール	4ヘクタール
今回譲渡等をした特例適用農地等の面積	今回譲渡等をした特例適用農地等の面積
4.5ヘクタール	4.5ヘクタール
うち収用交換等による譲渡等に係る特例適用農地等の面積	うち収用交換等による譲渡等に係る特例適用農地等の面積

0  
4.5ヘクタール

差引き

(計算)

イ 「A」の数値( ) 20ヘクタール

ロ 「B」の数値( ) 4.5ヘクタール

ハ 「C」の数値 0

ニ 「D」の数値( ) 3ヘクタール

ホ 「E」の数値( ) 1ヘクタール

ヘ 「F」の数値( ) 4ヘクタール

ト 100分の20を超えるかどうかの計算

$$\frac{B + C}{A + (F - D + E)} = \frac{4.5 + 0}{20 + (4 - 3 + 1)} = \frac{4.5}{22} > \frac{20}{100}$$

この場合には、法第70条の4第1項第1号の規定に該当する。

(交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合)

27 特例適用農地等について交換又は換地処分が行われた場合で、当該交換又は換地処分が所得税法第58条((固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例))又は法第33条の3((換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例))の規定により所得税の課税上譲渡がなかったものとみなされたときであっても、当該交換又は換地処分は、法第70条の4第1項第1号又は第3項の規定による譲渡等に該当するのであるから留意する。

したがって、当該交換又は換地処分により取得した農地又は採草放牧地につき、同条第14項の規定の適用を受ける場合には、当該交換又は換地処分があった日から1月以内に令第40条の6第25項の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出を要することとなる。

(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)

30 法第70条の4第24項の規定により、増担保命令等に応じないため納税の猶

0  
4.5ヘクタール

差引き

(計算)

イ 「A」の数値( ) 20ヘクタール

ロ 「B」の数値( ) 4.5ヘクタール

ハ 「C」の数値 0

ニ 「D」の数値( ) 3ヘクタール

ホ 「E」の数値( ) 1ヘクタール

ヘ 「F」の数値( ) 4ヘクタール

ト 100分の20を超えるかどうかの計算

$$\frac{B + C}{A + (F - D + E)} = \frac{4.5 + 0}{20 + (4 - 3 + 1)} = \frac{4.5}{22} > \frac{20}{100}$$

この場合には、法第70条の4第1項第1号の規定に該当する。

(交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合)

27 特例適用農地等について交換又は換地処分が行われた場合で、当該交換又は換地処分が所得税法第58条((固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例))又は法第33条の3((換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例))の規定により所得税の課税上譲渡がなかったものとみなされたときであっても、当該交換又は換地処分は、法第70条の4第1項第1号又は第3項の規定による譲渡等に該当するのであるから留意する。

したがって、当該交換又は換地処分により取得した農地又は採草放牧地につき、同条第14項の規定の適用を受ける場合には、当該交換又は換地処分があった日から1月以内に令第40条の6第24項の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出を要することとなる。

(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)

30 法第70条の4第20項の規定により、増担保命令等に応じないため納税の猶

改正後

予に係る期限を繰り上げる場合には、当該担保不足に対応する納税猶予税額だけでなく納税猶予税額の全額（既に同条第3項又は第4項の規定により、納税猶予の期限が到来しているものを除く。）について納税猶予の期限を繰り上げるのであるから留意する。

（使用貸借による権利の設定をしなければならないこととされている特例適用農地等の範囲）

31の4 令第40条の6第13項に規定する「当該権利の設定の時の直前において同項の受贈者が有する農地等で同条第1項本文の規定の適用を受けているもののすべて」とは、当該権利の設定の時の直前において当該受贈者の有する農地等のうち、法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けるもの（代替取得農地等を含む。）のみをいう。したがって、当該受贈者が有する農地等であっても特例適用農地等以外のもの、及び特例適用農地等であっても法第70条の4第7項に規定する貸付特例適用農地等又は令第40条の6第45項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地は、これに含まれないことに留意する。

（注）（省略）

受贈者の所有する農地等		使用貸借による権利の設定の要否		農地法の許可の要否（第3条第1項）
		租税特別措置法（令第40条の6第13項）	農業者年金基金法（第42条第1項第2号）	
特例適用	農地	要	要	要
	採草放牧地	要	要	要
	準農地	要		
	代替取農地	要	要	要

改正前

予に係る期限を繰り上げる場合には、当該担保不足に対応する納税猶予税額だけでなく納税猶予税額の全額（既に同条第3項又は第4項の規定により、納税猶予の期限が到来しているものを除く。）について納税猶予の期限を繰り上げるのであるから留意する。

（使用貸借による権利の設定をしなければならないこととされている特例適用農地等の範囲）

31の4 令第40条の6第13項に規定する「当該権利の設定の時の直前において同項の受贈者が有する農地等で同条第1項本文の規定の適用を受けているもののすべて」とは、当該権利の設定の時の直前において当該受贈者が有する農地等のうち、法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けるもの（代替取得農地等を含む。）のみをいう。したがって、当該受贈者が有する農地等であっても特例適用農地等以外のもの、及び特例適用農地等であっても当該受贈者が既に令第40条の6第7項に規定する転用をした土地は、これに含まれないことに留意する。

（注）（同左）

受贈者の所有する農地等		使用貸借による権利の設定の要否		農地法の許可の要否（第3条第1項）
		租税特別措置法（令第40条の6第13項）	農業者年金基金法（第42条第1項第2号）	
特例適用	農地	要	要	要
	採草放牧地	要	要	要
	準農地	要		
	代替取農地	要	要	要



農地等	得農地等	採草放牧地	要	要	要
	納税猶予の期限が確定しない転用又は設定をした土地				
その他の農地等	農地			要	要
	採草放牧地			要	要

(使用貸借による権利の譲渡又は消滅の対価)

31の10 特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡又は消滅があった場合における当該権利の譲渡又は消滅の対価の額は、法第70条の4第14項又は第19項の規定の適用上零であるものとして取り扱う。

(法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合)

31の11 法第70条の4第5項の規定の適用を受けている受贈者及び被設定者が、特例適用農地等及び当該特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等をした場合には、当該受贈者が、その譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得する見込みであり、かつ、当該取得に係る農地又は採草放牧地のすべてについて、当該被設定者に対し当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該被設定者の氏名及び住所を付記した令第40条の6第25項の申請書を提出し承認を受けたときに限り、当該取得に係る農地又は採草放牧地に相当する当該譲渡等をした特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかったものとして取り扱う。

(法第70条の4第5項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合)

31の11の2 法第70条の4第5項の規定の適用を受けている受贈者及び被設定者が、同条第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地につき同条第4

農地等	得農地等	採草放牧地	要	要	要
	納税猶予の期限が確定しない転用をした土地				
その他の農地等	農地			要	要
	採草放牧地			要	要

(使用貸借による権利の譲渡又は消滅の対価)

31の10 特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡又は消滅があった場合における当該権利の譲渡又は消滅の対価の額は、法第70条の4第14項又は第15項の規定の適用上零であるものとして取り扱う。

(法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合)

31の11 法第70条の4第5項の規定の適用を受けている受贈者及び被設定者が、特例適用農地等及び当該特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等をした場合には、当該受贈者が、その譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得する見込みであり、かつ、当該取得に係る農地又は採草放牧地のすべてについて、当該被設定者に対し当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該被設定者の氏名及び住所を付記した令第40条の6第24項の申請書を提出し承認を受けたときに限り、当該取得に係る農地又は採草放牧地に相当する当該譲渡等をした特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかったものとして取り扱う。

(法第70条の4第5項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合)

31の11の2 法第70条の4第5項の規定の適用を受けている受贈者及び被設定者が、同条第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地につき同条第4

改 正 後	改 正 前
<p>項の買取りの申出等があった場合において、当該買取りの申出等に係る特定農地等及び当該特定農地等に設定されている使用貸借による権利の全部又は一部の譲渡等をする見込みであるときには、当該受贈者が、その譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって同条第1項に規定する農地又は採草放牧地を取得する見込みであり、かつ、当該取得に係る農地又は採草放牧地のすべてについて、当該被設定者に対し当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該被設定者の氏名及び住所を付記した令第40条の6 <u>第39項</u>の申請書を提出し承認を受けたときに限り、当該取得に係る農地又は採草放牧地に相当する当該譲渡等をした特定農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかったものとして取り扱う。</p> <p>(法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類)</p> <p>31の12 受贈者が31の11((法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合))又は31の11の2((法第70条の4第5項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合))により令第40条の6 <u>第25項</u>又は<u>第39項</u>の申請書を提出し、法第70条の4第14項又は<u>第19項</u>に規定する税務署長の承認を受けた場合において、特例適用農地等又は特定農地等の譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得し、かつ、その取得の日から2か月以内にその被設定者に対し再び使用貸借による権利の設定をしたときに、当該受贈者が提出する規則第23条の7第20項又は<u>第27項</u>の書類には、次の(1)に掲げる事項を付記させ、次の(2)に掲げる書類を添付させるものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>項の買取りの申出等があった場合において、当該買取りの申出等に係る特定農地等及び当該特定農地等に設定されている使用貸借による権利の全部又は一部の譲渡等をする見込みであるときには、当該受贈者が、その譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって同条第1項に規定する農地又は採草放牧地を取得する見込みであり、かつ、当該取得に係る農地又は採草放牧地のすべてについて、当該被設定者に対し当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該被設定者の氏名及び住所を付記した令第40条の6 <u>第27項</u>の申請書を提出し承認を受けたときに限り、当該取得に係る農地又は採草放牧地に相当する当該譲渡等をした特定農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかったものとして取り扱う。</p> <p>(法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類)</p> <p>31の12 受贈者が31の11((法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合))又は31の11の2((法第70条の4第5項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合))により令第40条の6 <u>第24項</u>又は<u>第27項</u>の申請書を提出し、法第70条の4第14項又は<u>第15項</u>に規定する税務署長の承認を受けた場合において、特例適用農地等又は特定農地等の譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得し、かつ、その取得の日から2か月以内にその被設定者に対し再び使用貸借による権利の設定をしたときに、当該受贈者が提出する規則第23条の7第20項又は<u>第21項</u>の書類には、次の(1)に掲げる事項を付記させ、次の(2)に掲げる書類を添付させるものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>

(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)

32 法第70条の4第7項に規定する「同項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地」には、令第40条の6第45項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地、法第70条の4第5項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われたもの及び租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定が行われたものは含まれないのであるから留意する。

(賃借権等の設定の日)

32の3 令第40条の6第18項に規定する「賃借権等の設定をした日」及び「賃借権等の存続期間の満了の日」又は同条第20項に規定する「賃借権等の存続期間の満了の日」とは、農用地利用集積計画に定める日をいうのであるから留意する。

(貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合)

32の10 (省略)

(注) 同条第10項に規定する変更の届出書を提出する場合には、令第40条の6第24項に規定する届出書の提出は要しないのであるから留意する。

(譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合)

33 法第70条の4第14項の規定による特例適用農地等の買換えに係る承認に当たり、特例適用農地等の譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合においては、その取得に関する契約が譲渡等に関する契約又は収用等についての事業認定があった日以後に行われていると認められるときに限り、同項の規定の適用があるものとして取り扱う。同条第19項の規定に

(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)

32 法第70条の4第7項に規定する「同項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地」には、令第40条の6第7項に規定する転用が行われたもの、法第70条の4第5項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われたもの及び租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定が行われたものは含まれないのであるから留意する。

(賃借権等の設定の日)

32の3 令第40条の6第17項に規定する「賃借権等の設定をした日」及び「賃借権等の存続期間の満了の日」又は同条第19項に規定する「賃借権等の存続期間の満了の日」とは、農用地利用集積計画に定める日をいうのであるから留意する。

(貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合)

32の10 (同左)

(注) 同条第10項に規定する変更の届出書を提出する場合には、令第40条の6第23項に規定する届出書の提出は要しないのであるから留意する。

(譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合)

33 法第70条の4第14項の規定による特例適用農地等の買換えに係る承認に当たり、特例適用農地等の譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合においては、その取得に関する契約が譲渡等に関する契約又は収用等についての事業認定があった日以後に行われていると認められるときに限り、同項の規定の適用があるものとして取り扱う。同条第15項の規定に

改正後	改正前
<p>よる特定農地等の買換えについてもこの取扱いに準ずるものとする。</p> <p>これらの場合又は34((対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合))において、農地又は採草放牧地の取得について、都道府県知事又は農業委員会の許可を要するときにおける当該農地又は採草放牧地の取得の日は、当該許可のあった日と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあった日とのうち、いずれか遅い日に行われたこととするのであるから留意する。</p> <p>(対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合)</p> <p>34 農地又は採草放牧地の取得につき農地法第3条の都道府県知事又は農業委員会の許可を要するものについては、その許可がない限り、当該農地又は採草放牧地の取得のための対価の授受が行われている場合であっても、法第70条の4第14項第2号に規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合」又は同条第19項第2号八に規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていないとき」に該当するのであるから留意する。ただし、譲渡等があった日から1年を経過する日までに農地又は採草放牧地の取得について都道府県知事又は農業委員会の許可がない場合であっても、同日までに農地又は採草放牧地の取得についての都道府県知事又は農業委員会に対する許可申請書が提出されており、かつ、農地又は採草放牧地の取得代金の過半が支払われているときは、同日までに農地又は採草放牧地の取得が行われたものとして取り扱うことができるものとする。</p> <p>(仲介料、登記費用等の費用)</p> <p>35 法第70条の4第14項又は第19項の規定による買換えの承認を受けている場</p>	<p>よる特定農地等の買換えについてもこの取扱いに準ずるものとする。</p> <p>これらの場合又は34((対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合))において、農地又は採草放牧地の取得について、都道府県知事又は農業委員会の許可を要するときにおける当該農地又は採草放牧地の取得の日は、当該許可のあった日と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあった日とのうち、いずれか遅い日に行われたこととするのであるから留意する。</p> <p>(対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合)</p> <p>34 農地又は採草放牧地の取得につき農地法第3条の都道府県知事又は農業委員会の許可を要するものについては、その許可がない限り、当該農地又は採草放牧地の取得のための対価の授受が行われている場合であっても、法第70条の4第14項第2号に規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合」又は同条第15項第2号八に規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていないとき」に該当するのであるから留意する。ただし、譲渡等があった日から1年を経過する日までに農地又は採草放牧地の取得について都道府県知事又は農業委員会の許可がない場合であっても、同日までに農地又は採草放牧地の取得についての都道府県知事又は農業委員会に対する許可申請書が提出されており、かつ、農地又は採草放牧地の取得代金の過半が支払われているときは、同日までに農地又は採草放牧地の取得が行われたものとして取り扱うことができるものとする。</p> <p>(仲介料、登記費用等の費用)</p> <p>35 法第70条の4第14項又は第15項の規定による買換えの承認を受けている場</p>

合においてこれらの規定に規定する特例適用農地等若しくは特定農地等の譲渡等又は農地若しくは採草放牧地の取得に要した仲介料、登記費用等の費用があるときは、次により取り扱う。

- (1) 同条第14項又は第19項に規定する特例適用農地等又は特定農地等の譲渡等について仲介料、登記費用等の費用を要した場合には、当該譲渡等の対価の額から当該譲渡等に要した費用の額を控除した金額をもって同条第14項第2号及び第3号又は第19項第2号八及び第3号に規定する「譲渡等の対価の額」とする。
- (2) 同条第14項第3号又は第19項第3号に規定する農地又は採草放牧地の取得について仲介料、登記費用等の費用を要した場合には、当該費用の額は、当該農地又は採草放牧地の取得に充てられたものとする。

(農地又は採草放牧地と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得した場合)

36 法第70条の4第14項又は第19項の規定による買換えの承認を受けている場合において、農地又は採草放牧地の取得と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得したときは、譲渡等をした特例適用農地等又は特定農地等の対価の額は、まず農地又は採草放牧地の取得に充てられたものとして取り扱う。

(譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があった場合)

37 法第70条の4第14項第3号又は第19項第3号の規定の適用に当たり、譲渡等をした特例適用農地等又は特定農地等の対価の額を超える対価で同条第1項に規定する農地又は採草放牧地の取得があった場合には、その取得した農地又は採草放牧地のうち、次の算式により計算した部分を同条第14項第3号に規定する「第1項の規定の適用を受ける農地等とみなす」又は同条第19項第3号に規定する「第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地とみなす」ものとして取り扱う。

合においてこれらの規定に規定する特例適用農地等若しくは特定農地等の譲渡等又は農地若しくは採草放牧地の取得に要した仲介料、登記費用等の費用があるときは、次により取り扱う。

- (1) 同条第14項又は第15項に規定する特例適用農地等又は特定農地等の譲渡等について仲介料、登記費用等の費用を要した場合には、当該譲渡等の対価の額から当該譲渡等に要した費用の額を控除した金額をもって同条第14項第2号及び第3号又は第15項第2号八及び第3号に規定する「譲渡等の対価の額」とする。
- (2) 同条第14項第3号又は第15項第3号に規定する農地又は採草放牧地の取得について仲介料、登記費用等の費用を要した場合には、当該費用の額は、当該農地又は採草放牧地の取得に充てられたものとする。

(農地又は採草放牧地と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得した場合)

36 法第70条の4第14項又は第15項の規定による買換えの承認を受けている場合において、農地又は採草放牧地の取得と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得したときは、譲渡等をした特例適用農地等又は特定農地等の対価の額は、まず農地又は採草放牧地の取得に充てられたものとして取り扱う。

(譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があった場合)

37 法第70条の4第14項第3号又は第15項第3号の規定の適用に当たり、譲渡等をした特例適用農地等又は特定農地等の対価の額を超える対価で同条第1項に規定する農地又は採草放牧地の取得があった場合には、その取得した農地又は採草放牧地のうち、次の算式により計算した部分を同条第14項第3号に規定する「第1項の規定の適用を受ける農地等とみなす」又は同条第15項第3号に規定する「第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地とみなす」ものとして取り扱う。

改 正 後	改 正 前
<p>この場合において、当該部分の面積については、分筆等により特定させる必要があることに留意する。</p> $A \times \frac{C}{B}$ <p>(注) (省略)</p> <p>(継続届出書の提出期間)</p> <p>38 法第70条の4 <u>第21項</u>に規定する届出書は、特例適用農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該3年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該3年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p><u>(一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例適用農地等の範囲)</u></p> <p>39 <u>法第70条の4 第15項に規定する一時的道路用地等(以下39の7までにおいて「一時的道路用地等」という。)の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下39の6までにおいて「地上権等」という。)の設定に基づく貸付けの対象となる特例適用農地等には、同条第7項に規定する貸付特例適用農地等は含まれないが、令第40条の6 第45項第2号又は第3号に掲げる敷地又用地及び法第70条の4 第5項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われたもの(受贈者が当該設定に係る特例適用農地等の全部又は一部について一時的道路用地等の用に供するためにその権利を消滅させたものに限る。)は含まれるのであるから留意する。</u></p>	<p>この場合において、当該部分の面積については、分筆等により特定させる必要があることに留意する。</p> $A \times \frac{C}{B}$ <p>(注) (同左)</p> <p>(継続届出書の提出期間)</p> <p>38 法第70条の4 <u>第17項</u>に規定する届出書は、特例適用農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該3年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該3年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>(新設)</p>

(主務大臣の認定を要しない事業)

39の2 法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等に係る事業が同項に規定する道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業である場合には、同項に規定する事業に係る主務大臣の認定は要しないのであるから留意する。ただし、その場合であっても、一時的道路用地等として地上権等の設定に基づき貸し付けられる特例適用農地等が同項に規定する代替性のない施設の用地であることの主務大臣の認定は必要である。

(新設)

(一時的道路用地等としての貸付先)

39の3 法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等の用に供するための地上権等の設定に基づく貸付けは、当該一時的道路用地等に係る事業の施行者に対して行わなければならないのであるから留意する。

したがって、その事業の施行者から業務を請け負った業者等に対してその貸付けを行った場合には、同条第15項の規定の適用はない。

(新設)

(法第70条の4第15項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保)

39の4 特例適用農地等が法第70条の4第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例適用農地等につき同条第15項に規定する地上権等の設定があったときにおいても、その担保を提供した受贈者に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供等を命ずる必要はないのであるから留意する。

(新設)

(一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間)

39の5 法第70条の4第16項に規定する届出書は、同条第15項の承認を受けた日の翌日から起算して毎1年を経過することの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該1年を経過することの日の属する月の前々月の初日から当該1年を経過することの日までの期間として取り扱

(新設)





法第70条の6第25項の規定により準用する同条第23項の規定の適用を受ける場合には、法第70条の6第21項に規定する届出書、令第40条の7第36項に規定する届出書又は同条第38項に規定する届出書の提出を要するのであるから留意する。

[法第70条の5((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係]

(当該農地等)

40の2 法第70条の5第1項に規定する「当該農地等」には、特例適用農地等のうち、令第40条の6第45項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地も含まれるのであるから留意する。

(注) (省略)

(一時的道路用地等の用に供されている特例適用農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)

40の3 法第70条の4第15項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡した場合において、法第70条の5第1項の規定の適用を受ける法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等(以下この40の3において「一時的道路用地等」という。)の用に供されている農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げるところによるのであるから留意する。

(1) 一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る受贈者が当該農地等について法第70条の6第1項の規定の適用を受ける場合  
法第70条の5第1項後段かっこ書きに定める価額

[法第70条の5((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係]

(当該農地等)

40の2 法第70条の5第1項に規定する「当該農地等」には、特例適用農地等のうち、令第40条の6第7項に規定する転用が行われたものも含まれるのであるから留意する。

(注) (同左)

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>(注) 法第70条の5第1項後段かっこ書きに定める「当該一時的道路用地等の用に供されていないものとしたときにおける当該農地等としての価額」とは、当該農地等の状況が一時的道路用地等の用に供される直前の現況にあるものとした場合の当該贈与者の死亡の日における当該農地等としての価額をいう。</u></p> <p><u>(2) 一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る受贈者が当該農地等について法第70条の6第1項の規定の適用を受けない場合</u> <u>贈与者の死亡の日における当該農地等の時価</u></p> <p>(法第70条の4第19項の規定による承認に係る特定農地等)</p> <p>41の2 法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地についての買取りの申出等につき同条第19項の規定による承認を受けている場合において、当該承認に係る特定農地等に係る代替取得農地等を取得する前に又は当該承認に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地が同項の規定による都市営農農地等に該当する前に贈与者が死亡したときにおける当該承認に係る特定農地等に係る相続税の課税に当たっては、当該特定農地等は、法第70条の5第1項の規定により受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、かつ、当該承認に係る特定農地等は、法第70条の4第19項の規定により買取りの申出等及び譲渡等はなかったものとみなされることから、当該買取りの申出等に係る特定農地等の当該贈与者の死亡の日における価額が相続税の課税価格の計算の基礎に算入されることになるのであるから留意する。</p> <p>なお、この場合において、当該買取りの申出等に係る特定農地等の当該贈与者の死亡の日における価額は、当該贈与者の死亡の日における現況によるのであるから留意する。</p>	<p>(法第70条の4第15項の規定による承認に係る特定農地等)</p> <p>41の2 法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地についての買取りの申出等につき同条第15項の規定による承認を受けている場合において、当該承認に係る特定農地等に係る代替取得農地等を取得する前に又は当該承認に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地が同項の規定による都市営農農地等に該当する前に贈与者が死亡したときにおける当該承認に係る特定農地等に係る相続税の課税に当たっては、当該特定農地等は、法第70条の5第1項の規定により受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、かつ、当該承認に係る特定農地等は、法第70条の4第15項の規定により買取りの申出等及び譲渡等はなかったものとみなされることから、当該買取りの申出等に係る特定農地等の当該贈与者の死亡の日における価額が相続税の課税価格の計算の基礎に算入されることになるのであるから留意する。</p> <p>なお、この場合において、当該買取りの申出等に係る特定農地等の当該贈与者の死亡の日における価額は、当該贈与者の死亡の日における現況によるのであるから留意する。</p>

(注) (省略)

[ 法第70条の6 ((農地等についての相続税の納税猶予等)関係) ]

(法第70条の5の適用を受ける特例適用農地等のうち法第70条の6第1項の農地等に含まれないもの)

42の2 法第70条の6第1項に規定する農業相続人が法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例適用農地等のうち、次に掲げるものは、法第70条の6第1項に規定する農地、採草放牧地及び準農地には含まれないのであるから留意する。

- (1) 令第40条の6第45項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地
- (2) 令第40条の6第45項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地を法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地
- (3) 当該農地等が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和50年法律第16号)による改正前の租税特別措置法(以下「昭和50年改正前の法」という。)第70条の4第1項の規定による贈与税の納期限の延長の適用を受けているもの又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第16号)による改正前の租税特別措置法(以下「平成3年改正前の法」という。)第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けているものであり、かつ、当該農地等の中に、当該取得したものとみなされた時において特定市街化区域農地等に該当するものがある場合には、当該特定市街化区域農地等に該当するもの

(農業を営んでいた個人の範囲)

(注) (同左)

[ 法第70条の6 ((農地等についての相続税の納税猶予等)関係) ]

(法第70条の5の適用を受ける特例適用農地等のうち法第70条の6第1項の農地又は採草放牧地に含まれないもの)

42の2 法第70条の6第1項に規定する農業相続人が法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例適用農地等のうち、次に掲げるものは、法第70条の6第1項に規定する農地又は採草放牧地には含まれないのであるから留意する。

- (1) 令第40条の6第7項に規定する転用をした土地
- (2) 当該農地等が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和50年法律第16号)による改正前の租税特別措置法(以下「昭和50年改正前の法」という。)第70条の4第1項の規定による贈与税の納期限の延長の適用を受けているもの又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第16号)による改正前の租税特別措置法(以下「平成3年改正前の法」という。)第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けているものであり、かつ、当該農地等の中に、当該取得したものとみなされた時において特定市街化区域農地等に該当するものがある場合には、当該特定市街化区域農地等に該当するもの

(農業を営んでいた個人の範囲)

改正後	改正前
<p>45 法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人」には、令第40条の7第1項の規定に該当する者のほか、次の(1)又は(2)に掲げる者を含むものとして取り扱う。</p> <p>(1) 昭和50年改正前の法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納期限延長の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成3年改正前の法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、<u>租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)による改正前の租税特別措置法(以下「平成7年改正前の法」という。)</u>第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、<u>租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成12年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者の贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者及び租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成13年法律第7号)による改正前の租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地)</p> <p>53 法第70条の6第1項に規定する被相続人の農業の用に供されていた農地として取り扱うものについては、9((贈与者の農業の用に供している農地))及</p>	<p>45 法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人」には、令第40条の7第1項の規定に該当する者のほか、次の(1)又は(2)に掲げる者を含むものとして取り扱う。</p> <p>(1) 昭和50年改正前の法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納期限延長の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成3年改正前の法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成7年改正前の法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者及び<u>租税特別措置法の一部を改正する法律(平成12年法律第13号)による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)</u>第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地)</p> <p>53 法第70条の6第1項に規定する被相続人の農業の用に供されていた農地として取り扱うものについては、9((贈与者の農業の用に供している農地))及</p>

び10((請負耕作に係る農地))を準用する。

なお、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる農地又は採草放牧地については、同項に規定する被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地としてみなされるのであるから留意する。

(1) 法第70条の6第10項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合

当該農業相続人を被相続人とする相続に係る相続税法第27条第1項の規定による相続税の申告書の提出期限(以下83の2までにおいて「相続税の申告書の提出期限」という。)までに法第70条の6第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る使用貸借による権利又は賃借権(以下この53において「賃借権等」という。)が消滅した農地又は採草放牧地

(2) (省略)

(3) (省略)

(4) 法第70条の6第20項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合

令第40条の7第50項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地(同条第34項に規定する一時的道路用地等の用に供している敷地又は用地を除く。)

(5) 法第70条の4第15項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合

令第40条の6第45項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地(令第40条の6第45項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地を法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地を除く。次の6)において同じ。)

(6) 法第70条の4第15項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第15項に規定する一時的

び10((請負耕作に係る農地))を準用する。

なお、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる農地又は採草放牧地については、同項に規定する被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地としてみなされるのであるから留意する。

(1) 法第70条の6第10項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合

当該農業相続人を被相続人とする相続に係る相続税法第27条第1項の規定による相続税の申告書の提出期限(以下この53において「相続税の申告書の提出期限」という。)までに法第70条の6第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る使用貸借による権利又は賃借権(以下この53において「賃借権等」という。)が消滅した農地又は採草放牧地

(2) (同左)

(3) (同左)

改 正 後	改 正 前
<p><u>道路用地の用に供されている農地等が法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされた場合</u></p> <p><u>令第40条の6第45項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地</u></p> <p>(注) (省略)</p> <p>(受贈者の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)</p> <p>54の2 法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地についての買取りの申出等につき同条第19項の規定による承認を受けている場合において、同項の規定による農地又は採草放牧地を取得する前に受贈者が死亡したときにおける相続税の課税に当たっては、54((受贈者の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用))の取扱いを準用する。</p> <p>また、上記の買取りの申出等につき同条第19項の規定による承認を受けている場合において、当該承認に係る特定農地等を譲渡等をする前に又は当該承認に係る特定農地等が同項の規定による都市営農農地等に該当することとなる前に受贈者が死亡したときにおける相続税の課税に当たっては、当該承認に係る特定農地等は相続財産を構成するが、法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けることができる農地又は採草放牧地には該当しないのであるから留意する。ただし、当該承認に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が当該受贈者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに法第70条の4第19項の規定による都市営農農地等に該当することとなった場合において、当該受贈者の相続人から当該都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地について法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の特例の適用を受ける旨の相続税の申告書の提</p>	<p>(注) (同左)</p> <p>(受贈者の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)</p> <p>54の2 法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地についての買取りの申出等につき同条第15項の規定による承認を受けている場合において、同項の規定による農地又は採草放牧地を取得する前に受贈者が死亡したときにおける相続税の課税に当たっては、54((受贈者の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用))の取扱いを準用する。</p> <p>また、上記の買取りの申出等につき同条第15項の規定による承認を受けている場合において、当該承認に係る特定農地等を譲渡等をする前に又は当該承認に係る特定農地等が同項の規定による都市営農農地等に該当することとなる前に受贈者が死亡したときにおける相続税の課税に当たっては、当該承認に係る特定農地等は相続財産を構成するが、法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けることができる農地又は採草放牧地には該当しないのであるから留意する。ただし、当該承認に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が当該受贈者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに同条第15項の規定による都市営農農地等に該当することとなった場合において、当該受贈者の相続人から当該都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地について同条第1項の規定による相続税の納税猶予の特例の適用を受ける旨の相続税の申告書の提出があったとき</p>

出があったときは、これを認めて差し支えない。この場合において、当該都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地の価額は、当該受贈者の死亡の日における現況によるのであるから留意する。

(第2次農業相続人がある場合の第1次農業相続人に係る相続税の納税猶予の適用要件)

59 令第40条の7 第6項の規定による第2次農業相続人がある場合の第1次農業相続人に係る法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用要件については、次に掲げるところによるのであるから留意する。

- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) (省略)
- (4) (省略)

(特例農地等の一部につき生前一括贈与があった場合)

60 (省略)

- (1) (省略)
- (2) 当該特例農地等のうちに令第40条の7 第7項に規定する転用が行われたものがある場合において農地等の贈与があったとき
- (3) (省略)

(注) 上記の場合には、贈与された特例農地等の価額に対応する部分の相続税の額は免除され、贈与されなかった特例農地等並びに令第40条の7 第7項に規定する転用が行われた土地及び特定市街化区域農地等に該当する特例農地等の価額に対応する部分の相続税の額(当該相続税の額に係る利子税の額を含む。)は、その贈与があった日から2か月を経過する日までに納付することになるのであるから留意する。

は、これを認めて差し支えない。この場合において、当該都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地の価額は、当該受贈者の死亡の日における現況によるのであるから留意する。

(第2次農業相続人がある場合の第1次農業相続人に係る相続税の納税猶予の適用要件)

59 令第40条の7 第5項の規定による第2次農業相続人がある場合の第1次農業相続人に係る法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用要件については、次に掲げるところによるのであるから留意する。

- (1) (同左)
- (2) (同左)
- (3) (同左)
- (4) (同左)

(特例農地等の一部につき生前一括贈与があった場合)

60 (同左)

- (1) (同左)
- (2) 当該特例農地等のうちに令第40条の7 第6項に規定する転用が行われたものがある場合において農地等の贈与があったとき
- (3) (同左)

(注) 上記の場合には、贈与された特例農地等の価額に対応する部分の相続税の額は免除され、贈与されなかった特例農地等並びに令第40条の7 第6項に規定する転用が行われた土地及び特定市街化区域農地等に該当する特例農地等の価額に対応する部分の相続税の額(当該相続税の額に係る利子税の額を含む。)は、その贈与があった日から2か月を経過する日までに納付することになるのであるから留意する。



改 正 後	改 正 前
<p>( 申告書の提出前に農地等の譲渡等をした場合 )</p> <p>61 相続又は遺贈により農地等を取得した法第70条の6第1項に規定する農業相続人が、同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の相続税の申告書の提出前に当該農地等につき同項第1号に規定する譲渡等(以下「譲渡等」という。)をしている場合において、当該譲渡等に係る対価の全部又は一部をもって、当該相続税の申告書の提出期限までに農地若しくは採草放牧地を取得しているとき又は当該譲渡等があった日から1年以内に農地若しくは採草放牧地を取得する見込みであるときは、当該農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限までに令第40条の7第25項の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出があった場合に限り、当該農地等の譲渡等について法第70条の6第19項の規定の適用が受けられるものとして取り扱う。</p> <p>( 申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合 )</p> <p>61の2 相続又は遺贈により取得した農地又は採草放牧地につき法第70条の6第1項に規定する農業相続人が、同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の相続税の申告書を提出する前に同条第8項に規定する買取りの申出等(以下「買取りの申出等」という。)があった場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該農地又は採草放牧地の取得に係る相続税の申告書の提出期限までに令第40条の7第41項の規定による代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書の提出があった場合に限り、当該農地又は採草放牧地の買取りの申出等について法第70条の6第26項の規定の適用が受けられるものとして取り扱う。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>( 申告書の提出前に農地等の譲渡等をした場合 )</p> <p>61 相続又は遺贈により農地等を取得した法第70条の6第1項に規定する農業相続人が、同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の相続税の申告書の提出前に当該農地等につき同項第1号に規定する譲渡等(以下「譲渡等」という。)をしている場合において、当該譲渡等に係る対価の全部又は一部をもって、当該相続税の申告書の提出期限までに農地若しくは採草放牧地を取得しているとき又は当該譲渡等があった日から1年以内に農地若しくは採草放牧地を取得する見込みであるときは、当該農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限までに令第40条の7第24項の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出があった場合に限り、当該農地等の譲渡等について法第70条の6第19項の規定の適用が受けられるものとして取り扱う。</p> <p>( 申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合 )</p> <p>61の2 相続又は遺贈により取得した農地又は採草放牧地につき法第70条の6第1項に規定する農業相続人が、同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の相続税の申告書を提出する前に同条第8項に規定する買取りの申出等(以下「買取りの申出等」という。)があった場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該農地又は採草放牧地の取得に係る相続税の申告書の提出期限までに令第40条の7第28項の規定による代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書の提出があった場合に限り、当該農地又は採草放牧地の買取りの申出等について法第70条の6第20項の規定の適用が受けられるものとして取り扱う。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>



(譲渡の時期)

62 特例農地等の譲渡があった場合における法第70条の6第1項第1号に規定する「その事実が生じた日」及び同条第7項、第19項又は第26項に規定する「譲渡等があった日」については、19((譲渡の時期))を準用する。

(使用人の範囲)

63 令第40条の7第7項に規定する「使用人」については、20((使用人の範囲))を準用する。

(100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設)

65 法第70条の6第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算をする場合における同号に規定する特例農地等の転用から除外される令第40条の7第7項に規定する「その他の施設」については、22((100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設))を準用する。

(100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例農地等)

66 法第70条の6第1項第1号の規定による特例農地等の転用から除外される令第40条の7第7項に規定する「転用」が行われた土地(65により同項に規定する施設に含むものとして取り扱う施設の敷地を含む。)については、23((100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例適用農地等))を準用する。

(農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算)

67 令第40条の7第8項の規定に該当する農業生産法人の常時従事者となった者がその後当該法人の常時従事者に該当しなくなった場合、又は同項の規定

(譲渡の時期)

62 特例農地等の譲渡があった場合における法第70条の6第1項第1号に規定する「その事実が生じた日」及び同条第7項、第19項又は第20項に規定する「譲渡等があった日」については、19((譲渡の時期))を準用する。

(使用人の範囲)

63 令第40条の7第6項に規定する「使用人」については、20((使用人の範囲))を準用する。

(100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設)

65 法第70条の6第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算をする場合における同号に規定する特例農地等の転用から除外される令第40条の7第6項に規定する「その他の施設」については、22((100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設))を準用する。

(100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例農地等)

66 法第70条の6第1項第1号の規定による特例農地等の転用から除外される令第40条の7第6項に規定する「転用」が行われた土地(65により同項に規定する施設に含むものとして取り扱う施設の敷地を含む。)については、23((100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例適用農地等))を準用する。

(農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算)

67 令第40条の7第7項の規定に該当する農業生産法人の常時従事者となった者がその後当該法人の常時従事者に該当しなくなった場合、又は同項の規定

改正後	改正前
<p>に該当する草地利用権に係る土地の共同利用者となった者がその後当該土地の共同利用者に該当しなくなった場合における当該出資又は草地利用権に係る土地についての法第70条の6第1項第1号に規定する100分の20の計算については、24((農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算))を準用する。</p> <p>(100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があった場合)</p> <p>68 法第70条の6第1項第1号に規定する収用交換等による譲渡その他令第40条の7第8項に規定する譲渡又は設定があった場合における当該譲渡又は設定に係る特例農地等に係る法第70条の6第1項第1号又は第7項の規定の適用については、25((100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があった場合))を準用する。</p> <p>(相次相続控除の算式)</p> <p>74 (省略)</p> <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した財産につき課せられた相続税額(当該被相続人が当該納税猶予の適用を受けていた場合には、法第70条の6第35項の規定により免除された相続税額以外の税額に限る。)</p> <p>Bは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した財産の価額(債務控除をした後の金額)</p> <p>Cは、第2次相続により相続人及び受遺者の全員が取得した財産の価額(債務控除をした後の金額)</p> <p>Cは、農業相続人が取得した特例農地等の価額を農業投資価格で計算</p>	<p>に該当する草地利用権に係る土地の共同利用者となった者がその後当該土地の共同利用者に該当しなくなった場合における当該出資又は草地利用権に係る土地についての法第70条の6第1項第1号に規定する100分の20の計算については、24((農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算))を準用する。</p> <p>(100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があった場合)</p> <p>68 法第70条の6第1項第1号に規定する収用交換等による譲渡その他令第40条の7第7項に規定する譲渡又は設定があった場合における当該譲渡又は設定に係る特例農地等に係る法第70条の6第1項第1号又は第7項の規定の適用については、25((100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があった場合))を準用する。</p> <p>(相次相続控除の算式)</p> <p>74 (同左)</p> <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した財産につき課せられた相続税額(当該被相続人が当該納税猶予の適用を受けていた場合には、法第70条の6第29項の規定により免除された相続税額以外の税額に限る。)</p> <p>Bは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した財産の価額(債務控除をした後の金額)</p> <p>Cは、第2次相続により相続人及び受遺者の全員が取得した財産の価額(債務控除をした後の金額)</p> <p>Cは、農業相続人が取得した特例農地等の価額を農業投資価格で計算</p>

した場合の第2次相続により相続人及び受遺者の全員が取得した財産の価額（債務控除をした後の金額）

Dは、第2次相続により当該控除対象者が取得した財産の価額（債務控除をした後の金額をいい、当該控除対象者が農業相続人である場合には、その者の取得した特例農地等の価額は農業投資価格で計算する。）

Eは、第1次相続開始の時から第2次相続開始の時までの期間に相当する年数（1年未満の端数は切り捨てる。）

（増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ）

75 法第70条の6 第32項の規定により、増担保命令等に応じないため納税の猶予に係る期限を繰り上げる場合については、30（（増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ））を準用する。

（相続税の納税猶予期限）

75の2 法第70条の6第1項に規定する相続税の納税猶予期限は、同条第20項の規定の適用の有無にかかわらず、原則として、同条第1項の規定の適用を受ける農業相続人の死亡の日又は相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日のいずれか早い日となるのであるが、同項に規定する申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨の記載をした特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている当該農業相続人については、たとえ、その後同条第7項又は第8項の規定に該当したことにより同条第1項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに都市営農農地等を有しないこととなった場合においても、すべての特例農地等についてその死亡の日となるのであるから留意する。

したがって、当初の特例農地等のうちに都市営農農地等を有していなかった農業相続人については、その後、同条第19項又は第26項の規定の適用を受

した場合の第2次相続により相続人及び受遺者の全員が取得した財産の価額（債務控除をした後の金額）

Dは、第2次相続により当該控除対象者が取得した財産の価額（債務控除をした後の金額をいい、当該控除対象者が農業相続人である場合には、その者の取得した特例農地等の価額は農業投資価格で計算する。）

Eは、第1次相続開始の時から第2次相続開始の時までの期間に相当する年数（1年未満の端数は切り捨てる。）

（増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ）

75 法第70条の6 第26項の規定により、増担保命令等に応じないため納税の猶予に係る期限を繰り上げる場合については、30（（増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ））を準用する。

（相続税の納税猶予期限）

75の2 法第70条の6第1項に規定する相続税の納税猶予期限は、原則として、同項の規定の適用を受ける農業相続人の死亡の日又は相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日のいずれか早い日となるのであるが、同項に規定する申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨の記載をした特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている当該農業相続人については、たとえ、その後同条第7項又は第8項の規定に該当したことにより同条第1項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに都市営農農地等を有しないこととなった場合においても、すべての特例農地等についてその死亡の日となるのであるから留意する。

したがって、当初の特例農地等のうちに都市営農農地等を有していなかった農業相続人については、その後、同条第19項又は第20項の規定の適用を受けたことにより同条第1項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに都市営

改 正 後

けたことにより同条第1項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに都市営農農地等を有することとなった場合においても、相続税の納税猶予期限は、原則どおり、当該農業相続人の死亡の日又は相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日のいずれか早い日となるのであるから留意する。

(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算)

76 (省略)

(注) 1 (省略)

2 上記算式中の(B)の金額は、譲渡等又は買取りの申出等があった特例農地等が法第70条の6第19項又は第26項において準用する法第70条の4第14項第3号又は第19項第3号の規定に該当する農地又は採草放牧地(以下この76において「代替取得農地等」という。)である場合には、次の算式により計算した金額による。

$$\frac{\text{相続又は遺贈により取得した特例農地等で買換えの承認に係る譲渡等があったものの取得時における農業投資価格控除後の価額}}{\text{(C)のうち代替取得農地等の取得に充てられた金額}} \times \text{相続又は遺贈により取得した特例農地等で買換えの承認に係る譲渡等の対価の額(C)}$$

(使用貸借による権利が設定されている特例農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅)

76の2 令第40条の7第16項第1号に規定する法第70条の6第1項第1号の読替規定中「第70条の4第5項の規定の適用を受けた同項の使用貸借による権利が設定されている農地等の第9項の規定に該当する農業相続人による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消滅」については、31の9((使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等

改 正 前

農農地等を有することとなった場合においても、相続税の納税猶予期限は、原則どおり、当該農業相続人の死亡の日又は相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日のいずれか早い日となるのであるから留意する。

(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算)

76 (同左)

(注) 1 (同左)

2 上記算式中の(B)の金額は、譲渡等又は買取りの申出等があった特例農地等が法第70条の6第19項又は第20項において準用する法第70条の4第14項第3号又は第15項第3号の規定に該当する農地又は採草放牧地(以下この76において「代替取得農地等」という。)である場合には、次の算式により計算した金額による。

$$\frac{\text{相続又は遺贈により取得した特例農地等で買換えの承認に係る譲渡等があったものの取得時における農業投資価格控除後の価額}}{\text{(C)のうち代替取得農地等の取得に充てられた金額}} \times \text{相続又は遺贈により取得した特例農地等で買換えの承認に係る譲渡等の対価の額(C)}$$

(使用貸借による権利が設定されている特例農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅)

76の2 令第40条の7第15項第1号に規定する法第70条の6第1項第1号の読替規定中「第70条の4第5項の規定の適用を受けた同項の使用貸借による権利が設定されている農地等の第9項の規定に該当する農業相続人による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消滅」については、31の9((使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等

に伴う当該権利の消滅))を準用する。

(農業相続人の他の推定相続人の範囲)

76の8 令第40条の7 第16項第2号に規定する「農業相続人の他の推定相続人」については、6((推定相続人の範囲))を準用する。

(前条第12項各号に掲げる要件に準ずる要件)

76の9 令第40条の7 第16項第2号に規定する「前条第12項各号に掲げる要件に準ずる要件」については、31の17((第12項各号に掲げる要件に準ずる要件))と同様とする。

(賃借権等の設定の日)

77の3 令第40条の7 第18項に規定する「賃借権等の設定をした日」及び「賃借権等の存続期間の満了の日」又は同条第20項に規定する「賃借権等の存続期間の満了の日」については、32の3((賃借権等の設定の日))を準用する。

(特例農地等又は特定農地等の買換えについての法第70条の4第14項又は第19項の取扱いの準用)

78 法第70条の6第19項又は第26項において準用する法第70条の4第14項又は第19項の規定の適用については、33((譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合))から37((譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があった場合))までを準用する。

(農業相続人の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)

79の2 法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地についての買取りの申出等につき同条第26項の規定による承認を受けている場合に

に伴う当該権利の消滅))を準用する。

(農業相続人の他の推定相続人の範囲)

76の8 令第40条の7 第15項第2号に規定する「農業相続人の他の推定相続人」については、6((推定相続人の範囲))を準用する。

(前条第12項各号に掲げる要件に準ずる要件)

76の9 令第40条の7 第15項第2号に規定する「前条第12項各号に掲げる要件に準ずる要件」については、31の17((第12項各号に掲げる要件に準ずる要件))と同様とする。

(賃借権等の設定の日)

77の3 令第40条の7 第17項に規定する「賃借権等の設定をした日」及び「賃借権等の存続期間の満了の日」又は同条第19項に規定する「賃借権等の存続期間の満了の日」については、32の3((賃借権等の設定の日))を準用する。

(特例農地等又は特定農地等の買換えについての法第70条の4第14項又は第15項の取扱いの準用)

78 法第70条の6第19項又は第20項において準用する法第70条の4第14項又は第15項の規定の適用については、33((譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合))から37((譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があった場合))までを準用する。

(農業相続人の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)

79の2 法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地についての買取りの申出等につき同条第20項の規定による承認を受けている場合に

改正後	改正前
<p>において、同項の規定による農地若しくは採草放牧地を取得する前に又は同項の規定による都市営農農地等に該当することとなる前に農業相続人が死亡したときにおける相続税の課税については、54の2 ((受贈者の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用))を準用する。</p> <p><u>(一時的道路用地等の対象となる特例農地等の範囲)</u></p> <p><u>80 法第70条の6第20項に規定する一時的道路用地等(以下80の8までにおいて「一時的道路用地等」という。)の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下80の7までにおいて「地上権等」という。)の設定に基づく貸付けの対象となる特例農地等には、同条第10項に規定する貸付特例適用農地等は含まれないが、令第40条の7第50項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地及び法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る使用貸借による権利を消滅させたものに限る。)は含まれるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)</u></p> <p><u>80の2 法第70条の6第20項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合において、一時的道路用地等の用に供されている農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げるところによるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(1) 一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る農業相続人の相続人が当該農地等について法第70条の6第1項の規定の適用を受ける場合</u></p>	<p>において、同項の規定による農地若しくは採草放牧地を取得する前に又は同項の規定による都市営農農地等に該当することとなる前に農業相続人が死亡したときにおける相続税の課税については、54の2 ((受贈者の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用))を準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

同条第23項後段に定める価額

(注) 同条第23項後段に定める「当該一時的道路用地等の用に供されていないものとした場合における当該特例農地等としての価額」とは、当該農地等の状況が一時的道路用地等の用に供される直前の現況にあるものとした場合の当該農業相続人の死亡の日における当該農地等としての価額をいう。

(2) 一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る農業相続人の相続人が当該農地等について法70条の6第1項の適用を受けない場合  
農業相続人の死亡の日における当該農地等の時価

(注) 法第70条の4第15項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合において、法第70条の6第25項の規定により準用する同条第23項の規定の適用があるときも上記と同様である。

(主務大臣の認定を要しない事業)

80の3 法第70条の6第20項に規定する主務大臣の認定については、39の2((主務大臣の認定を要しない事業))を準用する。

(新設)

(一時的道路用地等としての貸付先)

80の4 法第70条の6第20項に規定する一時的道路用地等の用に供するための地上権等の設定に基づく貸付けについては、39の3((一時的道路用地等としての貸付先))を準用する。

(新設)

(法第70条の6第20項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保)

80の5 特例農地等が法第70条の6第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例農地等につき同条第20項に規定する地上権等の設定があったときの同条第1項の担保については、39の4((法第70条の4第15項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保))を準用する。

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>(一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間)</u></p> <p><u>80の6 法第70条の6第21項に規定する届出書の提出期間の取扱いについては、39の5((一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間))を準用する。この場合において、同条第23項の規定の適用があるときの届出書の提出期限の起算日となる同条第20項の承認を受けた日の翌日とは、同条第23項に規定する農業相続人の相続人が同条第27項に規定する相続税の申告書を納税地の所轄税務署長に提出した日の翌日として取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(注) 上記の取扱いは、同条第25項の規定により準用する同条第23項の規定の適用がある場合も同様とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)</u></p> <p><u>80の7 法第70条の6第20項の規定の適用を受ける農業相続人は、同項に規定する貸付期限(当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、当該地上権等の消滅した日。以下80の8までにおいて「貸付期限」という。)から2月を経過する日までに、一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を自己の農業の用(当該農業相続人が法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例農地等に係る令第40条の7第16項第5号に規定する特定推定相続人の農業の用)に供しなければならないのであるが、この場合のその特例農地等の利用状況については、39の6((貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途))を準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(貸付期限到来前に農業相続人が死亡した場合)</u></p> <p><u>80の8 法第70条の6第21項に規定する届出書、令第40条の7第36項に規定す</u></p>	<p>(新設)</p>



る届出書又は同条第38項に規定する届出書は、一時的道路用地等の用に供されている特例農地等に係る貸付期限の到来前に法第70条の6第35項第1号の規定により同条第1項に規定する相続税が免除された場合において、同項に規定する当該農業相続人の相続人が当該特例農地等について同条第23項の規定の適用を受けるときを除き、その提出を要しないのであるから留意する。

( 継続届出書の提出期間 )

81 法第70条の6第28項に規定する相続税の申告期限から3年目ごとの継続届出書の提出については、38((継続届出書の提出期間))を準用する。

( 都市営農農地等を有する農業相続人 )

81の2 法第70条の6第28項に規定する「都市営農農地等を有する農業相続人」及び同条第31項に規定する「都市営農農地等を有する者」とは、現に納税猶予の適用を受けている農地等のうちに法第70条の4第2項第4号に規定する都市営農農地等を有している農業相続人をいい、当初都市営農農地等を有していた者が、その後、都市営農農地等につき譲渡等又は買取りの申出等があったことにより現に都市営農農地等を有しなくなった者は含まれないが、当初都市営農農地等を有していなかった者が、その後、法第70条の6第19項又は第26項の規定の適用を受けたことにより現に都市営農農地等を有することとなった者は含まれるのであるから留意する。

( 特例農地等の全部を担保に提供した場合 )

82 法第70条の6第31項に規定する「現にその適用を受ける特例農地等の全部を担保に提供した場合」とは、現に納税猶予の適用を受けている農地等の全部が担保として提供されている場合(以下この82において「全部担保」という。)をいい、当初全部担保であったものが、その後特例農地等の一部につき譲渡等があり当該譲渡等に対応する相続税の額及びこれに対する利子税の

( 継続届出書の提出期間 )

80 法第70条の6第22項に規定する相続税の申告期限から3年目ごとの継続届出書の提出については、38((継続届出書の提出期間))を準用する。

( 都市営農農地等を有する農業相続人 )

80の2 法第70条の6第22項に規定する「都市営農農地等を有する農業相続人」及び同条第25項に規定する「都市営農農地等を有する者」とは、現に納税猶予の適用を受けている農地等のうちに法第70条の4第2項第4号に規定する都市営農農地等を有している農業相続人をいい、当初都市営農農地等を有していた者が、その後、都市営農農地等につき譲渡等又は買取りの申出等があったことにより現に都市営農農地等を有しなくなった者は含まれないが、当初都市営農農地等を有していなかった者が、その後、法第70条の6第19項又は第20項の規定の適用を受けたことにより現に都市営農農地等を有することとなった者は含まれるのであるから留意する。

( 特例農地等の全部を担保に提供した場合 )

81 法第70条の6第25項に規定する「現にその適用を受ける特例農地等の全部を担保に提供した場合」とは、現に納税猶予の適用を受けている農地等の全部が担保として提供されている場合(以下この81において「全部担保」という。)をいい、当初全部担保であったものが、その後特例農地等の一部につき譲渡等があり当該譲渡等に対応する相続税の額及びこれに対する利子税の

改 正 後	改 正 前
<p>額を納付したことにより担保の一部を解除した場合でも、譲渡等がなかった特例農地等で現に納税猶予の適用を受けているものの全部が提供されている場合には、全部担保に該当する。</p> <p>なお、特例農地等の全部が提供されている場合であれば、その農地等について納税猶予税額に優先する抵当権等が設定されている場合であっても、この項の適用があるのであるから留意する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(特例農地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出)</p> <p><u>83</u> 法第70条の6 <u>第31項</u>の規定により特例農地等の全部を担保として提供した者が、当該特例農地等の全部又は一部につき担保の提供を取りやめた場合には、その者は、その取りやめた日後、同条<u>第28項</u>の規定により届出書の提出を要することとなるのであるが、この場合における当該届出書の提出期限は、その取りやめた日の翌日から起算するのではなく、当該特例農地等の相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日となるのであるから留意する。</p> <p>(都市営農農地等を有する者となった場合の継続届出書の提出)</p> <p><u>83</u>の2 法第70条の6 <u>第31項</u>の規定により特例農地等の全部を担保として提供した者で、かつ、当該特例農地等のうちに都市営農農地等を有していなかった者が、その後、法第70条の6 第19項又は<u>第26項</u>の規定の適用を受けたことにより、現に都市営農農地等を有することとなった場合には、その者は、その有することとなった日後、同条<u>第31項</u>の<u>かっこ書</u>の規定により届出書の提出を要することとなるのであるが、この場合における当該届出書の提出期限は、その有することとなった日の翌日から起算するのではなく、<u>83</u>((特例農</p>	<p>額を納付したことにより担保の一部を解除した場合でも、譲渡等がなかった特例農地等で現に納税猶予の適用を受けているものの全部が提供されている場合には、全部担保に該当する。</p> <p>なお、特例農地等の全部が提供されている場合であれば、その農地等について納税猶予税額に優先する抵当権等が設定されている場合であっても、この項の適用があるのであるから留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(特例農地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出)</p> <p><u>82</u> 法第70条の6 <u>第25項</u>の規定により特例農地等の全部を担保として提供した者が、当該特例農地等の全部又は一部につき担保の提供を取りやめた場合には、その者は、その取りやめた日後、同条<u>第22項</u>の規定により届出書の提出を要することとなるのであるが、この場合における当該届出書の提出期限は、その取りやめた日の翌日から起算するのではなく、当該特例農地等の相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日となるのであるから留意する。</p> <p>(都市営農農地等を有する者となった場合の継続届出書の提出)</p> <p><u>82</u>の2 法第70条の6 <u>第25項</u>の規定により特例農地等の全部を担保として提供した者で、かつ、当該特例農地等のうちに都市営農農地等を有していなかった者が、その後、法第70条の6 第19項又は<u>第20項</u>の規定の適用を受けたことにより、現に都市営農農地等を有することとなった場合には、その者は、その有することとなった日後、同条<u>第25項</u>の<u>かっこ書</u>の規定により届出書の提出を要することとなるのであるが、この場合における当該届出書の提出期限は、その有することとなった日の翌日から起算するのではなく、<u>82</u>((特例農</p>

地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出))の場合と同様、当該特例農地等の相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日となるのであるから留意する。

(昭和50年改正前の法第70条の4の規定による贈与税の納期限延長についての取扱い)

84 (省略)

(平成3年改正前の法第70条の4及び平成3年改正前の法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い)

84の2 (省略)

(平成7年改正前の法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予についての取扱い)

84の3 平成7年改正前の法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けているものに係る租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)の附則第36条第1項、第2項((相続税及び贈与税の特例に関する経過措置))の規定の適用については、平成7年5月11日付課資2 108ほか1課共同「『農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する取扱いについて』通達の一部改正について」通達による改正前の「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する取扱いについて」通達の1((農地又は採草放牧地の意義))から39の2((都市営農農地等を有する者となった場合の継続届出書の提出))の取扱いの例による。

(既往通達の廃止)

85 次の通達を廃止する。

(1) (省略)

地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出))の場合と同様、当該特例農地等の相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日となるのであるから留意する。

(昭和50年改正前の法第70条の4の規定による贈与税の納期限延長についての取扱い)

83 (同左)

(平成3年改正前の法第70条の4及び平成3年改正前の法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い)

83の2 (同左)

(旧法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予についての取扱い)

83の3 旧法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けているものに係る租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)の附則第36条第1項、第2項((相続税及び贈与税の特例に関する経過措置))の規定の適用については、平成7年5月11日付課資2 108ほか1課共同「『農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する取扱いについて』通達の一部改正について」通達による改正前の「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する取扱いについて」通達の1((農地又は採草放牧地の意義))から39の2((都市営農農地等を有する者となった場合の継続届出書の提出))の取扱いの例による。

(既往通達の廃止)

84 次の通達を廃止する。

(1) (同左)

改 正 後	改 正 前
(2) (省略)	(2) (同左)